

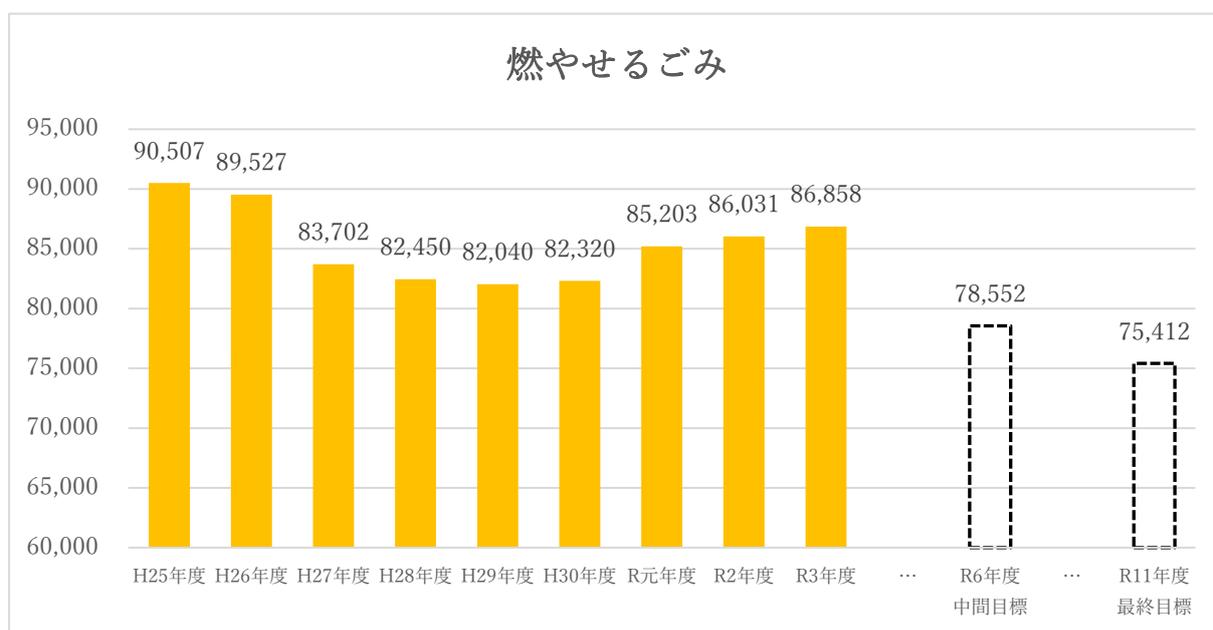
家庭ごみと事業系ごみの排出状況及び今後の取組について

本市では、「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」及び「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に、平成26年11月から家庭ごみ有料化制度を導入しました。有料化制度導入後の家庭ごみと事業系ごみの排出状況及び今後の取組について報告します。

1. 家庭ごみ有料化制度導入後の排出状況

(1) 燃やせるごみ

(単位: トン)



	平成25年度 (導入前年度)	平成26年度 (11月導入)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
燃やせるごみ	排出量 (t)	90,507	89,527	83,702	82,450	82,040	82,320	85,203	86,031	86,858
	増減量 (t)	-	-980	-6,805	-8,057	-8,467	-8,187	-5,304	-4,476	-3,649
	増減率 (%)	-	-1.1%	-7.5%	-8.9%	-9.4%	-9.0%	-5.9%	-4.9%	-4.0%

※増減量と増減率については、導入前年度の平成25年度との比較

○令和3年度排出量は平成25年度と比較して、3,649トン(4.0%)の減少。

○令和3年度排出量は令和2年度と比較して、827トン(1.0%)の増加。

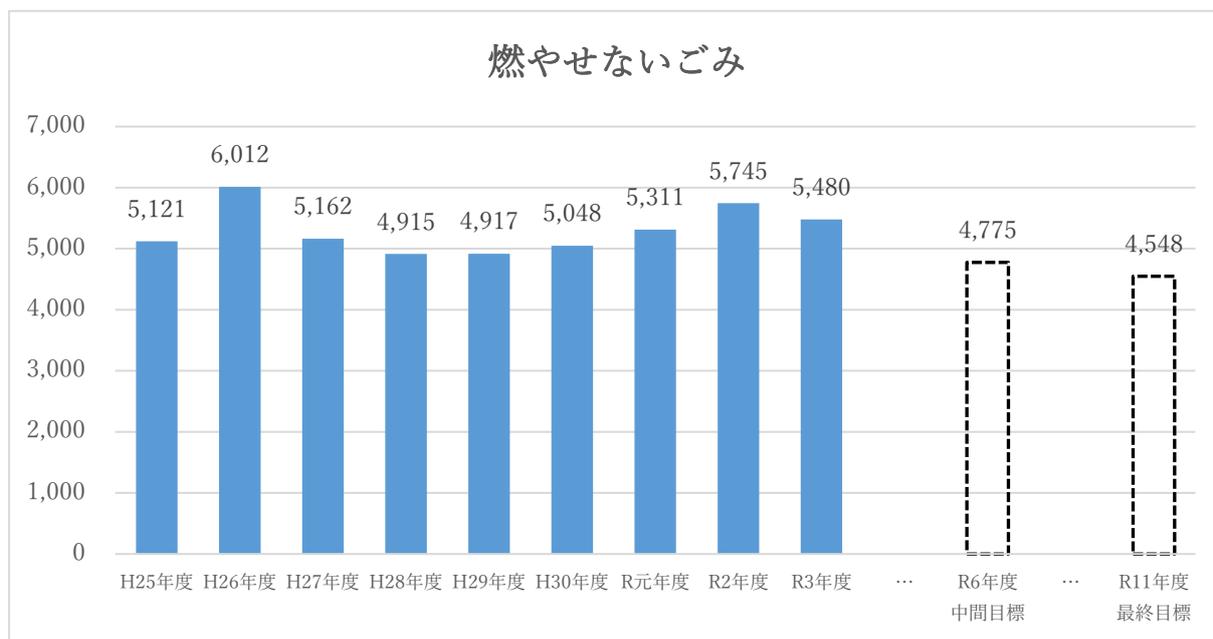
(内訳)・施設への直接持ち込み量が、1,793トン(37.7%)増加

・有料収集による排出量が、257トン(11.5%)減少

・ごみステーションへの排出量は、709トン(0.9%)減少

(2) 燃やせないごみ

(単位: トン)



		平成25年度 (導入前年度)	平成26年度 (11月導入)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃やせないごみ	排出量 (t)	5,121	6,012	5,162	4,915	4,917	5,048	5,311	5,745	5,480
	増減量 (t)	-	891	41	-206	-204	-73	190	624	359
	増減率 (%)	-	17.4%	0.8%	-4.0%	-4.0%	-1.4%	3.7%	12.2%	7.0%

※増減量と増減率については、導入前年度の平成 25 年度との比較

○令和 3 年度排出量は平成 2 5 年度と比較して、3 5 9 トン (7. 0 %) の増加。

○令和 3 年度排出量は令和 2 年度と比較して、2 6 5 トン (4. 6 %) の減少。

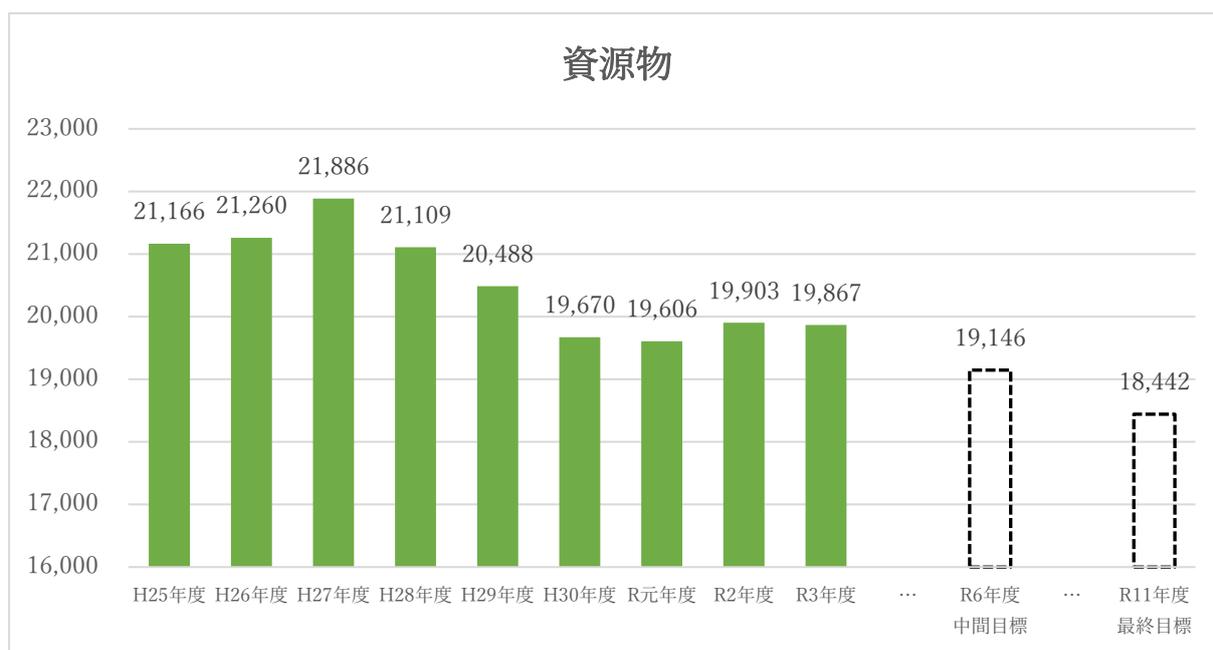
(内訳) ・施設への直接持ち込み量は、3 7 トン (3. 3 %) 増加

・有料収集による排出量が、3 4 トン (6. 7 %) 増加

・ごみステーションへの排出量が、3 3 6 トン (8. 1 %) 減少

(3) 資源物

(単位: トン)



		平成25年度 (導入前年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
缶・びん	排出量 (t)	4,391	4,188	4,327	4,189	4,138	3,980	3,957	4,213	4,153
	増減量 (t)	-	-203	-64	-202	-253	-411	-434	-178	-238
	増減率 (%)	-	-4.6%	-1.5%	-4.6%	-5.8%	-9.4%	-9.9%	-4.1%	-5.4%
ペットボトル	排出量 (t)	1,461	1,422	1,331	1,380	1,426	1,516	1,603	1,592	1,640
	増減量 (t)	-	-39	-130	-81	-35	55	142	131	179
	増減率 (%)	-	-2.7%	-8.9%	-5.5%	-2.4%	3.8%	9.7%	9.0%	12.3%
資源プラ	排出量 (t)	2,467	2,810	3,222	3,236	3,252	3,252	3,280	3,356	3,614
	増減量 (t)	-	343	755	769	785	785	813	889	1,147
	増減率 (%)	-	13.9%	30.6%	31.2%	31.8%	31.8%	33.0%	36.0%	46.5%
古紙・布類	排出量 (t)	12,612	12,598	12,777	12,071	11,429	10,685	10,533	10,502	10,232
	増減量 (t)	-	-14	165	-541	-1,183	-1,927	-2,079	-2,110	-2,380
	増減率 (%)	-	-0.1%	1.3%	-4.3%	-9.4%	-15.3%	-16.5%	-16.7%	-18.9%
蛍光管等	排出量 (t)	235	242	229	233	243	237	233	240	228
	増減量 (t)	-	7	-6	-2	8	2	-2	5	-7
	増減率 (%)	-	3.0%	-2.6%	-0.9%	3.4%	0.9%	-0.9%	2.1%	-3.0%
合計	排出量 (t)	21,166	21,260	21,886	21,109	20,488	19,670	19,606	19,903	19,867
	増減量 (t)	-	94	720	-57	-678	-1,496	-1,560	-1,263	-1,299
	増減率 (%)	-	0.4%	3.4%	-0.3%	-3.2%	-7.1%	-7.4%	-6.0%	-6.1%

※増減量と増減率については、導入前年度の平成25年度との比較

○令和3年度排出量は平成25年度と比較して、1,299トン(6.1%)の減少。

○令和3年度排出量は、令和2年度と比較して、36トン(0.2%)の減少。

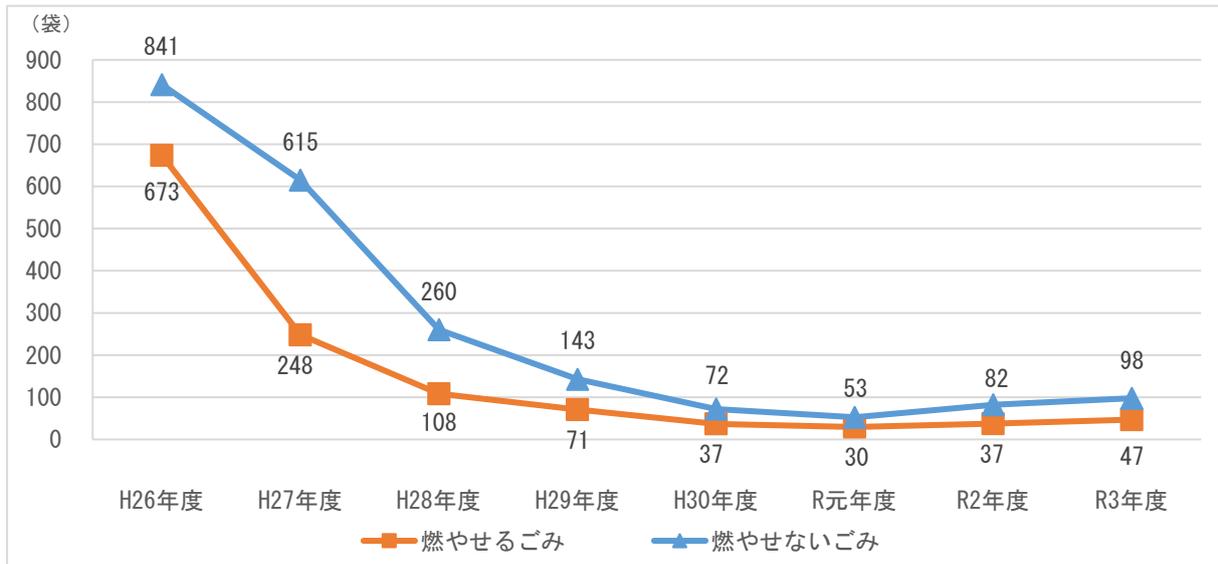
(内訳)・資源プラの排出量が258トン(7.7%)増加

- ・ペットボトルの排出量が48トン(3.0%)増加
- ・缶、びんの排出量が60トン(1.4%)減少
- ・古紙、布類の排出量が270トン(2.6%)減少
- ・蛍光管の排出量が12トン(5.0%)減少

2. 不適正排出、不法投棄、野外焼却の状況

(1) 不適正排出（ステーションに排出された違反ごみ）

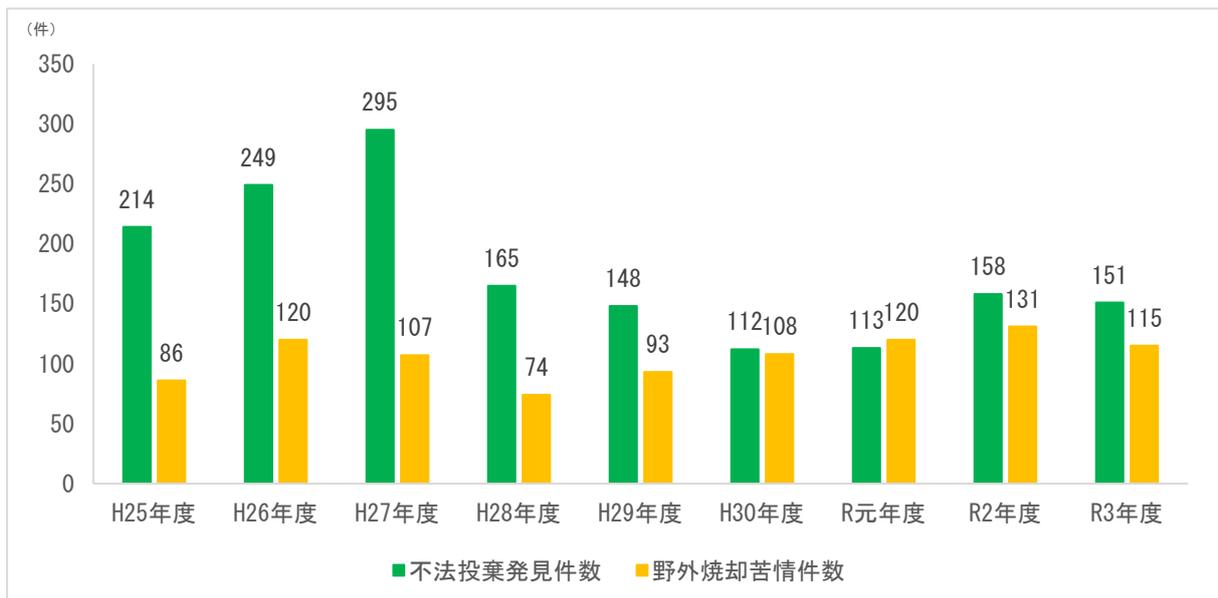
(1日あたり平均)



- 「燃やせるごみ」は、有料化制度導入当初の平成 26 年度では、1 日平均 673 袋でしたが、令和 3 年度には、47 袋となりました。
- 「燃やせないごみ」は、平成 26 年度では、1 日平均 841 袋でしたが、令和 3 年度には、98 袋となりました。

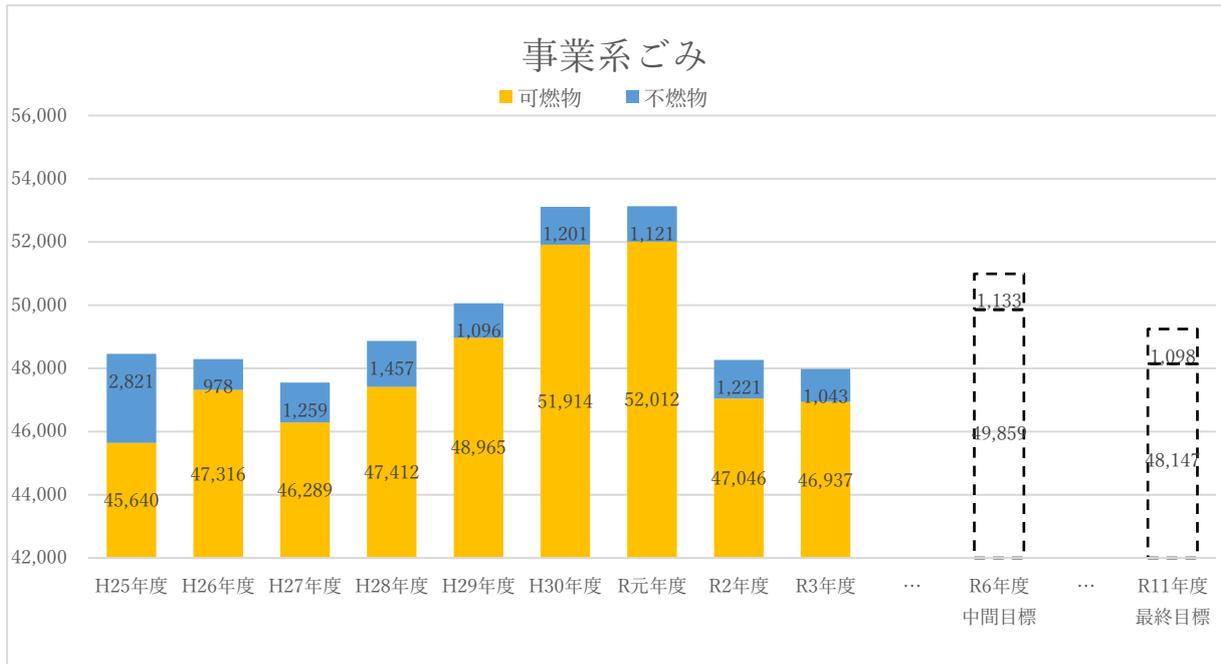
(2) 不法投棄・野外焼却

(件/年)



- 不法投棄の発見件数、野外焼却の苦情件数については、有料化制度導入前の平成 25 年度と比較するに、令和 3 年度まで著しい増加は、見られません。

3. 事業系ごみの排出状況



		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃やせるごみ	排出量 (t)	45,640	47,316	46,289	47,412	48,965	51,914	52,012	47,046	46,937
	増減量 (t)	-	1,676	-1,027	1,123	1,553	2,949	98	-4,966	-109
	増減率 (%)	-	3.7%	-2.2%	2.4%	3.3%	6.0%	0.2%	-9.5%	-0.2%
燃やせないごみ	排出量 (t)	2,821	978	1,259	1,457	1,096	1,201	1,121	1,221	1,043
	増減量 (t)	-	-1,843	281	198	-361	105	-80	100	-178
	増減率 (%)	-	-65.3%	28.7%	15.7%	-24.8%	9.6%	-6.7%	8.9%	-14.6%
小計	排出量 (t)	48,461	48,294	47,548	48,869	50,061	53,115	53,133	48,267	47,980
	増減量 (t)	-	-167	-746	1,321	1,192	3,054	18	-4,866	-287
	増減率 (%)	-	-0.3%	-1.5%	2.8%	2.4%	6.1%	0.0%	-9.2%	-0.6%

※増減量と増減率については、前年度との比較

○令和3年度排出量は令和2年度と比較して、287トン（0.6%）の減少。

・令和元年度までは、増加傾向にありましたが、令和2年度からは、減少に転じており、コロナ禍の影響で企業活動が停滞したことが原因として考えられます。

4. 課題

(1) 家庭ごみ有料化制度が定着し、導入の効果は維持されているものの、平成30年度以降「燃やせるごみ」の排出量は増加傾向となっております。「燃やせないごみ」の排出量も増加傾向がですが、令和3年度は微減となっております。一般廃棄物処理基本計画に掲げる4R推進計画（「リフューズ」「リデュース」「リユース」「リサイクル」）に基づき、ごみ減量・リサイクルの推進に向けたさらなる取組が求められております。

また、コロナ禍における新しい生活様式が定着してきたことで、家庭ごみの増加が懸念されますが、生ごみの減量対策である「3きり運動」の周知啓発などの「リフューズ」、「リデュース」（ごみの発生回避、発生抑制）の取組強化を図っていく必要があります。

- (2) ごみステーションに排出される違反袋の数は、大幅に減少しており、家庭ごみ有料化制度が定着していることがうかがえますが、有料化制度の目的のひとつである「費用負担の公平性」を確保するため、ごみステーション等でさらなる周知啓発を継続する必要があります。
- (3) 事業系ごみについては、コロナ禍の影響を受け、排出量が減少しているが、経済活動（景気等）の影響を受けることから、コロナ終息後を見据え、引き続き、食品ロスの削減等、排出抑制に向けた取組や適正な分別排出の推進及び再資源化への誘導を図る必要があります。

5. 今後の取組

- (1) 「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の減量を推進するためには、4Rについての周知啓発を取組むことが重要であることから、プロポーザル募集による企画運營業務委託により、メディア等を通じ効果的な周知啓発を行います。
- (2) 大分市公式アプリ内の「ごみ関連機能」を市報や各種イベントで広報することにより、利用者の拡大に取り組み、適正分別・適正排出の徹底を図ります。
- (3) 令和4年3月に策定した「大分市食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロスの削減に取り組むことで、「燃やせるごみ」に含まれる生ごみの減量を図ります。
- (4) ごみステーションでの「違反袋」が発生している地区を選定し、指導・説明会を実施するとともに、ごみステーションでの早朝啓発活動を通じ、市民に直接声掛けを行いごみ処理に係る費用負担の公平性の確保に努めるとともに、分別排出の徹底を図ります。また、集合住宅において、分別徹底のためのチラシを配布し、周知を図ります。
- (5) 不法投棄につきましては、監視員によるパトロールや監視カメラの設置により未然防止を図ります。また、野外焼却につきましては、市報・ホームページを通じ啓発するとともに、市民からの問い合わせについて、早期に対応し現地指導を行います。
- (6) 事業系ごみについては、コロナ禍の状況を踏まえながら、3010運動等の食品ロス削減に向けた取組を行うとともに、排出事業者への訪問指導並びに、一般廃棄物処理業者に対する指導を行います。